

## 先進事例3市の条文（子どもの権利保障関係抜粋）

### 【士別市子どもの権利に関する条例】

（子どもの権利侵害に関する相談、救済）

第20条 市は、子どもが虐待、体罰、いじめなどの権利侵害を受けた場合に、子どもの健やかな成長を支援するため、関係機関と連携を図りながら、安心して相談や救済を求めることができる体制を整備します。

（子どもの権利委員会）

第21条 市は、この条例に基づく施策の実施状況を検証し、子どもの権利を保障するために、士別市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利に関わる分野において識見を有する者、関係団体の職員、公募による市民などの中から市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とし、再任することができます。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

（権利委員会の職務）

第22条 権利委員会は、市長から意見を求められたときや必要があると自ら判断したときは、子どもの権利の状況について調査や審議を行います。

2 権利委員会は、前項の審議にあたっては、広く市民に意見を求めることができます。

### 【川崎市子どもの権利に関する条例】

#### 第5章 相談及び救済

（相談及び救済）

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

#### 第7章 子どもの権利の保障状況の検証

（権利委員会）

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

**第39条** 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。
- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

**第40条** 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

## 【武蔵野市子どもの権利条例】

(武蔵野市子どもの権利擁護委員)

**第27条** 市長は、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）をおきます。

- 2 擁護委員は、子どもの権利を守るため次に掲げる職務を行います。
  - (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
  - (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
  - (3) 子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。
  - (4) 子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。
  - (5) 子ども権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。
- 3 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 4 擁護委員は、子どもの権利について見識を有する者のうちから市長が委嘱します。
- 5 擁護委員の任期は3年とし、再任することができます。ただし、補欠の擁護委員の任期は、

前任者の残任期間とします。

- 6 市長は、擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるときまたは擁護委員に職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。
- 7 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。
- 8 市と育ち学ぶ施設の関係者は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力しなければなりません。
- 9 市民は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力するよう努めます。
- 10 市は、擁護委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。
- 11 擁護委員は、年度ごとにその活動の内容を市長に報告します。この場合において、報告を受けた市長は、その内容を公表します。
- 12 擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

**(相談・調査専門員)**

**第 28 条** 市長は、擁護委員を補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員（以下「相談・調査専門員」といいます。）をおきます。

- 2 相談・調査専門員は、子ども、市民、育ち学ぶ施設の関係者などからの相談に応じ、必要に応じてその内容を擁護委員に報告します。